

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年7月25日
【四半期会計期間】	第34期第3四半期（自平成23年3月1日至平成23年5月31日）
【会社名】	マルコ株式会社
【英訳名】	MARUKO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 豊治
【本店の所在の場所】	大阪市中央区瓦町二丁目2番9号
【電話番号】	(06)6233-5000(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理担当執行役員 森 篤美
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区瓦町二丁目2番9号
【電話番号】	(06)6233-5000(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理担当執行役員 森 篤美
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年7月14日に提出いたしました第34期第3四半期（自平成23年3月1日至平成23年5月31日）四半期報告書の記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第3 設備の状況

（2）設備の新設、除却等の計画

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第3 【設備の状況】

（2）設備の新設、除却等の計画

（訂正前）

当第3四半期会計期間において、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設について完了したものは、当社直営店舗の新設が3店舗、移転が1店舗であります。なお、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設について重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画は、当社生産設備（七尾工場）の閉鎖予定（平成23年7月31日）であります。

（訂正後）

当第3四半期会計期間において、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設について完了したものは、当社直営店舗の新設が3店舗、移転が1店舗であります。なお、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設について重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画は、当社生産設備（七尾工場）の閉鎖予定（平成23年7月31日）であります。これによる生産能力への影響は殆どありません。